

# 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

あなたに対する、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、山口市基幹型地域包括支援センターが説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1 目的及び運営方針

介護保険法等の関係法令等に従い、中立公正な立場から、あなたが可能な限りその居宅において有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、あなたの選択に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当するサービス提供事業者等を定めた「介護予防サービス・支援計画書」を作成するとともに、当該計画書に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

## 2 地域包括支援センター（指定介護予防支援事業者）の概要

### (1) 事業者の名称等

事業者名		所在地・連絡先									
山口市基幹型地域包括支援センター	市役所内	(所在地) 山口市亀山町2番1号(山口市役所内) (電話) 083-934-2758 (FAX) 083-934-2647 (電子メール) hokatsu@city.yamaguchi.lg.jp									
	徳地分室	(所在地) 山口市徳地堀1561番地1(徳地地域複合型拠点施設内) (電話) 0835-52-0670 (FAX) 0835-52-0444 (電子メール) hokatsu@city.yamaguchi.lg.jp									
	阿東分室	(所在地) 山口市阿東徳佐中3382番地(阿東保健センター内) (電話) 083-956-0995 (FAX) 083-956-0013 (電子メール) hokatsu@city.yamaguchi.lg.jp									
事業所番号		3	5	0	0	3	0	0	0	1	1
所長の氏名		藤井 淑子				管理者の氏名		近藤 徹弥			

### (2) 標準的な職員体制

	市役所内		徳地分室		阿東分室		合計	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
管理者	1						1	
保健師等	2		1		2	1	5	1
社会福祉士等	2		1		1		4	
介護支援専門員				2				2

管理者は、センター職員の管理、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用申込みに係る調整等の管理を一元的に行います。保健師等、社会福祉士等、介護支援専門員は、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たります。事務職員は、必要な事務を行います。

(3) サービスの提供時間（営業時間）

営業日及び営業時間	平日	午前8時30分～午後5時15分
休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）	

3 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容

	内 容	提供方法
①	指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの申込み・契約の締結	重要事項説明書をお渡しし、内容をご確認いただきます。所定の書類を市へ届出し、契約を締結します。
②	アセスメント（状態の把握・分析）の実施	あなたのお宅を訪問し、あなたやご家族に面接し情報を収集して解決すべき課題を把握、分析します。
③	介護予防サービス・支援計画書原案の作成	アセスメント結果等を基にどのような支援が必要かをあなたやご家族等に説明します。 地域内のサービス提供事業所の内容や料金等の情報をお伝えし、利用するサービスを選んでいただき、介護予防サービス・支援計画書原案を作成します。 なお、あなたは介護支援専門員に対して、複数の介護予防サービス提供事業所等の紹介を求めることができます。また、介護予防サービス・支援計画書原案に位置付けた介護予防サービス提供事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
④	サービス担当者会議の開催	あなたの希望や、身体状況等を考慮し、介護予防サービス・支援計画書原案の内容について、あなたや介護予防サービス提供事業者等と検討します。（サービス種類、内容、利用料金等）利用するサービスの種類によっては省略することがあります。
⑤	介護予防サービス・支援計画書原案の説明及び同意、介護予防サービス・支援計画書の交付	介護予防サービス・支援計画書原案の内容をあなたやご家族等に説明し、ご確認いただき内容を了承していただいた上で、介護予防サービス・支援計画書を交付します。
⑥	モニタリング（状況の把握）	介護予防サービス・支援計画書の実施状況把握に努め、3箇月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに著しい変化があった時には、あなたのお宅を訪問、面接し利用者の状態を把握します。サービスの種類によってはサービス開始月のみの実施や必要に応じて期間を設定することがあります。
⑦	評価	介護予防サービス・支援計画書の達成状況について評価を行います。
⑧	給付管理業務	介護予防サービス等の利用実績を確認します。
⑨	日常の利用者及びサービス提供事業者との連絡調整	適切に介護予防サービス等が提供されるよう、あなたやサービス提供事業者と連絡調整等を行います。 介護予防サービス・支援計画書の変更の必要が生じた場合等、その状況に応じて調整します。
⑩	その他	あなたの意思を踏まえ、介護認定に係る申請又は介護保険施設への紹介、その他便宜の提供を行います。

#### 4 業務の委託

介護保険法第115条の23第3項及び介護保険法第115条の47第5項の規定に基づき、業務の一部（上記「3 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供方法及び内容」②～⑩）を「指定居宅介護支援事業者」に委託する場合があります。

委託の場合、指定居宅介護支援事業者名等については別途お知らせします。この場合の介護予防サービス等に関するお問い合わせ・不明な点等については、委託先の指定居宅介護支援事業者が窓口となります。

※介護保険法第115条の23第3項（指定介護予防支援の事業の委託）

指定介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

※介護保険法第115条の47第5項（介護予防ケアマネジメントの事業の委託）

第一号介護予防支援事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該委託を受けた事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

#### 5 費用

利用料及びその他の費用は、請求日から30日以内に所定の納付書にて、現金で、お支払い願います。

##### ①利用料

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として介護保険給付費または地域支援事業費から全額給付されるため、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等がある場合は次の利用料をお支払いいただく場合があります。

指定介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費 (1月につき)	金4,420円 ただし、新規に指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供を行った場合は、金3,000円加算されます。 また、上記サービスの提供を指定居宅介護支援事業所に委託した場合も、金3,000円が加算されます。
---------------------------------------	--

##### ②その他の費用

内 容	金 額	説 明
交通費	原則無料	原則無料です。 ただし、山口市以外にお住まいの方は実費相当額の交通費が必要となる場合があります。

#### 6 契約の終了及び自動更新

契約の有効期間は、要支援認定の有効期間の満了日までです。

ただし、有効期間中、契約を終了する旨の申出がない場合には、継続して次の要支援認定の有効期間まで契約を延長することとし、以後も同様とします。

事業対象者の場合は、事業対象者として認定された日から起算して1年を経った月の末日までとします。

ただし、有効期間中、契約を終了する旨の申出がない場合には、継続して次の事業対象者として認定された日から起算して4年を経った月の末日まで契約を延長することとし、以後も同様とします。

#### 7 契約期間中の解約

契約期間中であっても、解約を希望される場合は、解約を希望する日の10日前までに

お申し出いただければ解約できます。

著しい不信行為等により契約を継続することが困難となった場合等には、その理由を記載した文書を交付したうえで解約する場合があります。

## 8 事故発生時等の対応

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して、事故が発生し、又は発生するおそれのある場合には、速やかに医師やご家族、山口市等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施にあたって、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。ただし、その損害のうち、利用者又はご家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

## 9 通常の実施地域

通常の実施地域は、山口市内とします。

## 10 秘密保持

業務上知り得た利用者及びご家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合を除き、契約及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

また、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はご家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

なお、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス提供事業者等との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

## 11 虐待の防止

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施にあたっては、人権の擁護・虐待の発生又は再発防止のための対策を検討する措置が適切に行えるように担当者を設置し、虐待防止のための指針の整備や定期的な研修会を行うよう努めます。

また、介護サービス事業者の従業者や養護者（高齢者の介護等を行う者）による虐待と思われる事態を発見した場合は、速やかに山口市高齢福祉課へ通報します。

## 12 苦情相談窓口

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する苦情相談窓口は、次のとおりです。なお、委託先の指定居宅介護支援事業者がある場合は、そちらの相談窓口へ申し出てください。

相談窓口	連絡先
山口市基幹型地域包括支援センター	〒753-8650 山口市亀山町2番1号 (山口市役所内) 【電話番号】083-934-2758
山口市基幹型地域包括支援センター 徳地分室	〒747-0292 山口市徳地堀1561番地1 (徳地地域複合型拠点施設内) 【電話番号】0835-52-0670
山口市基幹型地域包括支援センター 阿東分室	〒759-1512 山口市阿東徳佐中3382番地 (阿東保健センター内) 【電話番号】083-956-0995

次の機関においても、苦情申出等ができます。

相談窓口	連絡先
山口県国民健康保険団体連合会	〒753-8520 山口市朝田1980番地7 介護保険課 苦情相談班 【電話番号】083-995-1010
山口市健康福祉部高齢福祉課	〒753-8650 山口市亀山町2番1号 (山口市役所内) 【電話番号】083-934-2758
山口市健康福祉部介護保険課	〒753-8650 山口市亀山町2番1号 (山口市役所内) 【電話番号】083-934-2795

利用者からの苦情については、職員全員が受け付け、管理者を苦情解決責任者とします。受け付けた相談内容は、速やかに管理者に報告し、管理者の指示により最後まで対応をいたします。

《説明確認欄》

令和 年 月 日

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約の締結、指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供の開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

【事業所】所在地 山口市亀山町2番1号  
事業所名 山口市基幹型地域包括支援センター  
山口市長 伊藤和貴

【説明者】職員氏名 \_\_\_\_\_

事業者より上記の内容について説明を受け、同意しました。

【利用者】住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

【署名代行者】住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印